

熊本県学校・警察相互連絡制度

熊本県では、学校と警察が児童生徒の非行防止、被害防止、安全確保その他の健全育成を図ることを目的として、平成16年4月から「熊本県学校・警察相互連絡制度」を運用しています。

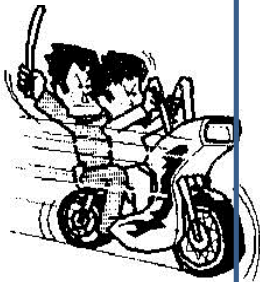
連絡対象事案が発生した場合は、学校から警察へ、警察から学校へ相互に連絡しています。

《協定書を締結している連携機関》

- ・県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- ・県内の学校組合立小学校、中学校
- ・県私立中学高等学校協会に加盟する中学校、高等学校
- ・熊本大学教育学部附属小学校、中学校、特別支援学校
- ・県内の国立高等専門学校
- ・県教育庁、県内の市町村教育委員会、県内の学校組合教育委員会、県私立中学高等学校協会
- ・県警察本部、県内の警察署

★警察からの連絡対象事案★

- 犯罪少年
- 触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）
- ぐ犯少年（罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年）
- 不良行為少年
（不良行為とは、少年補導の対象行為であり、飲酒・喫煙・深夜はいかいなど）
- その他必要と認めた事案



先生方へのお願い

本制度の趣旨は前記のとおりであり、学校における生徒指導の参考としていただくためのものです。

児童生徒及び保護者の皆様には、各家庭で確認して規範意識を身に付ける機会にさせていただきたいと思えます。

つきましては、毎年度始めに、各学校の状況に応じて保護者説明会等の機会に裏面の資料を活用の上、説明をお願いいたします。

なお、新任の先生方への周知にも努めていただきますよう重ねてお願いいたします。

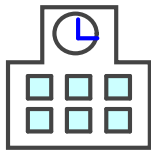


熊本県警察ホームページ内「肥後っ子サポートセンター」

<https://www.pref.kumamoto.jp/police/>

役立つ情報を更新しておりますので、他の資料も含めて、是非御活用ください！

家庭で確認しましょう！



学校・警察相互連絡制度



学校と警察では、子どもの健全な育成のために、児童生徒の個別の事案を相互に連絡する制度を運用しています。

学校から警察へ

- いじめ、非行等問題行動に係る事案
- 犯罪被害(含む児童虐待)に係る事案
- 安全(含む交通安全)に係る事案
- その他学校が必要と認めた事案

警察から学校へ

- 窃盗など犯罪行為により検挙・補導した事案
- 飲酒・喫煙・深夜はいかいなどの不良行為事案
- 犯罪被害に係る事案
- 安全(含む交通安全)に係る事案
- その他警察が必要と認めた事案

児童生徒、保護者の皆さまへ



- 法律や校則、約束事は、児童生徒の安全で安心な生活を守るために決められているものです。
- 家庭内できまりを守る習慣をつけましょう。
- 警察から学校へ連絡すべき事案が発生した場合は、警察から学校に氏名や事案の概要を情報提供しています。